

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

■ 木更津市の位置・面積

本市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、首都圏から50km圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ヶ浦市、南は君津市に隣接し、東西距離は21.98km、南北距離は14.54km、面積は138.90km²（令和3年7月1日現在）で、東西に広く伸びている。

■ 気象概要

本市における年間平均気温は、摂氏15.87度（令和3年時点）で、年間を通して温暖湿潤である。

雨量は、ほとんどが梅雨期と台風期における前線や低気圧等による場合に占められており、年間降水量は1,927.5mm（令和3年時点）である。

年間における最多風向は南西で、台風接近の際には特に風が強く、強風（突風）に注意する必要がある。

■ 想定される災害リスク

<地震>

県では、平成19年度に、近い将来（今後約100年程度）県に影響を与える可能性のある地震として、①東京湾北部地震 ②千葉県東方沖地震 ③三浦半島断層群による地震を想定し、「平成19年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。また、平成26・27年度には、④千葉県北西部直下地震 ⑤大正型関東地震による地震を想定し、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。

そのうち、本市に最も大きな被害を与える東京湾北部地震を木更津市地域防災計画の前提条件としている。

- ・震源域の位置 : 東京湾北部
- ・震源域の深さ : 約28km
- ・マグニチュード : 7.3
- ・発生季節等 : 冬季18時、風速9m/s

本市の震度は、概ね低地で震度6強、丘陵地で震度6弱と予測されている。また、液状化危険度は、概ね低地で「危険度が高い」、「危険度がやや高い」と予測されている。

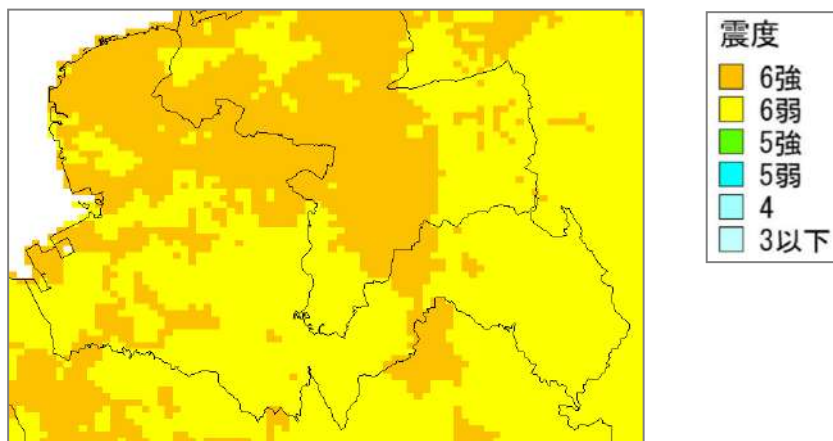


図 東京湾北部地震の予測震度（出典：木更津市地域防災計画）

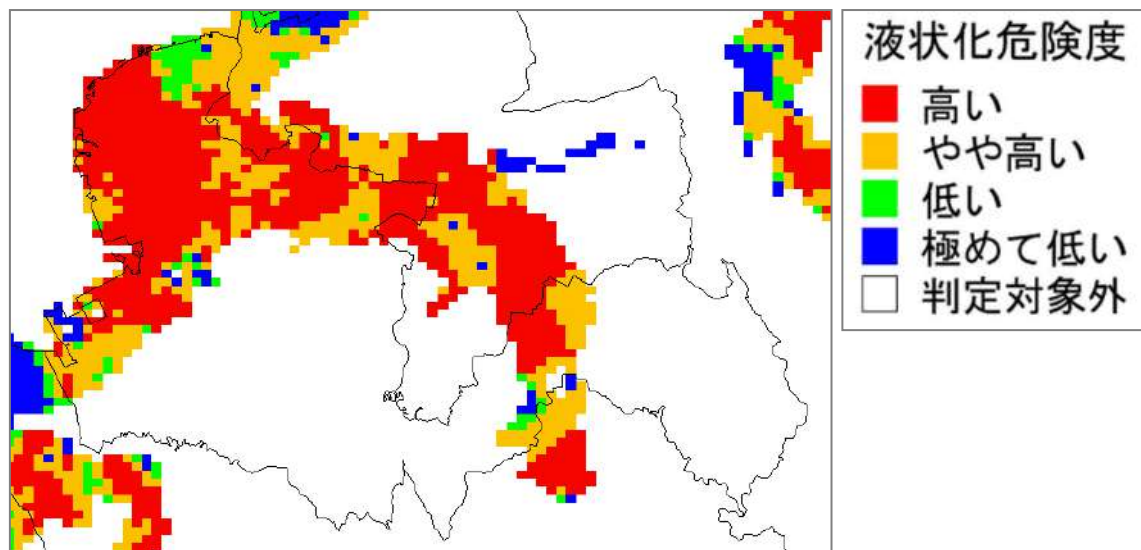


図 東京湾北部地震の液状化危険度（出典：木更津市地域防災計画）

<津波>

県では、平成 30 年 11 月に「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項」に基づく、「最大クラスの津波」が沿岸に到達した場合の浸水の区域（浸水域）及び水深（浸水深）を設定し、津波浸水想定図を作成している。本市の津波による浸水予測区域については、この津波浸水想定図を計画の前提条件とする。

なお、最大クラスの津波は、過去に千葉県沿岸に津波被害をもたらした地震や将来最大クラスの津波をもたらすと想定される次の 5 つの地震に基づき設定している。

- ①延宝房総沖地震<1677 年> ②元禄関東地震<1703 年>
 - ③東北地方太平洋沖地震<2011 年> ④房総半島南東沖地震<想定>
 - ⑤相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース 1、2、3）<想定>
- ※いずれも中央防災会議モデル

- ・浸水面積…1,933 ヘクタール
 - ・最大津波水位…4.2 メートル（東京湾平均海面からの高さ）
 - ・津波到達時間…123 分（地震発生から津波水位が最大になるまでの時間）
 - ・影響開始時間…1 分未満
- （海岸線から 30 メートル沖合の地点において潮位面から±20cm の海面（水位）変動が生じるまでの時間）

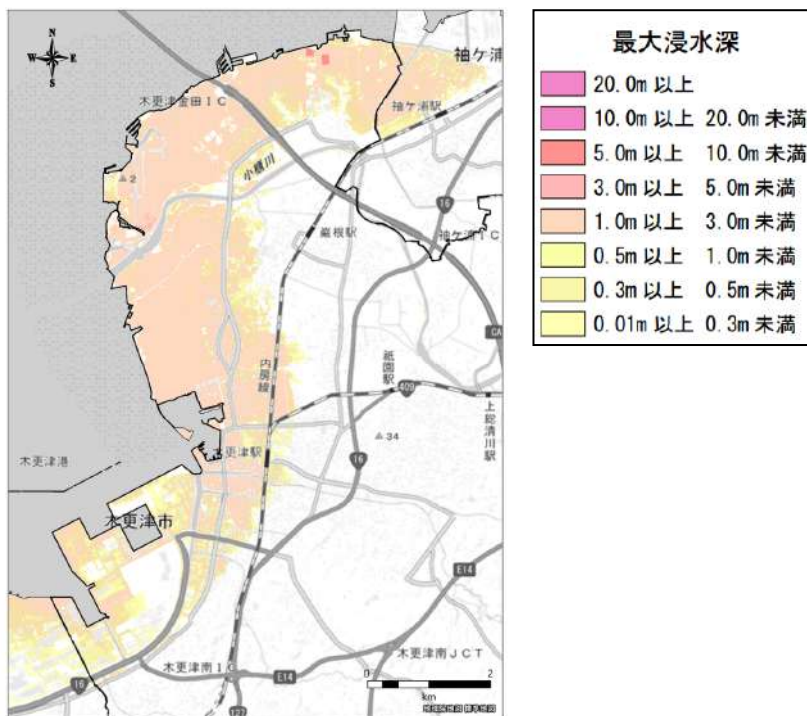


図 津波浸水予測区域（千葉県津波浸水想定図）

出典：地理院タイルに「千葉県 津波浸水想定(平成 30 年 11 月)」を追記して掲載

<洪水>

本市には二級河川である小櫃川や矢那川が流れており、大雨により河川沿いの低地で浸水被害が生じるリスクがある。

県では、平成 27 年 5 月に改正された水防法（昭和 24 年法律第 193 号）により、小櫃川と矢那川において、想定される最大規模の大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される区域について公表している。想定では、河川周辺の低地部を中心に広範囲で浸水が想定されている。

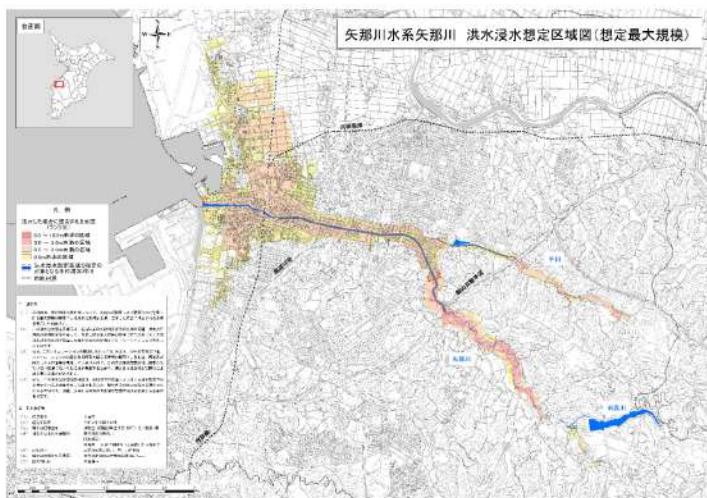


図 矢那川水系矢那川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：千葉県「矢那川水系矢那川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（令和 2 年 3 月）

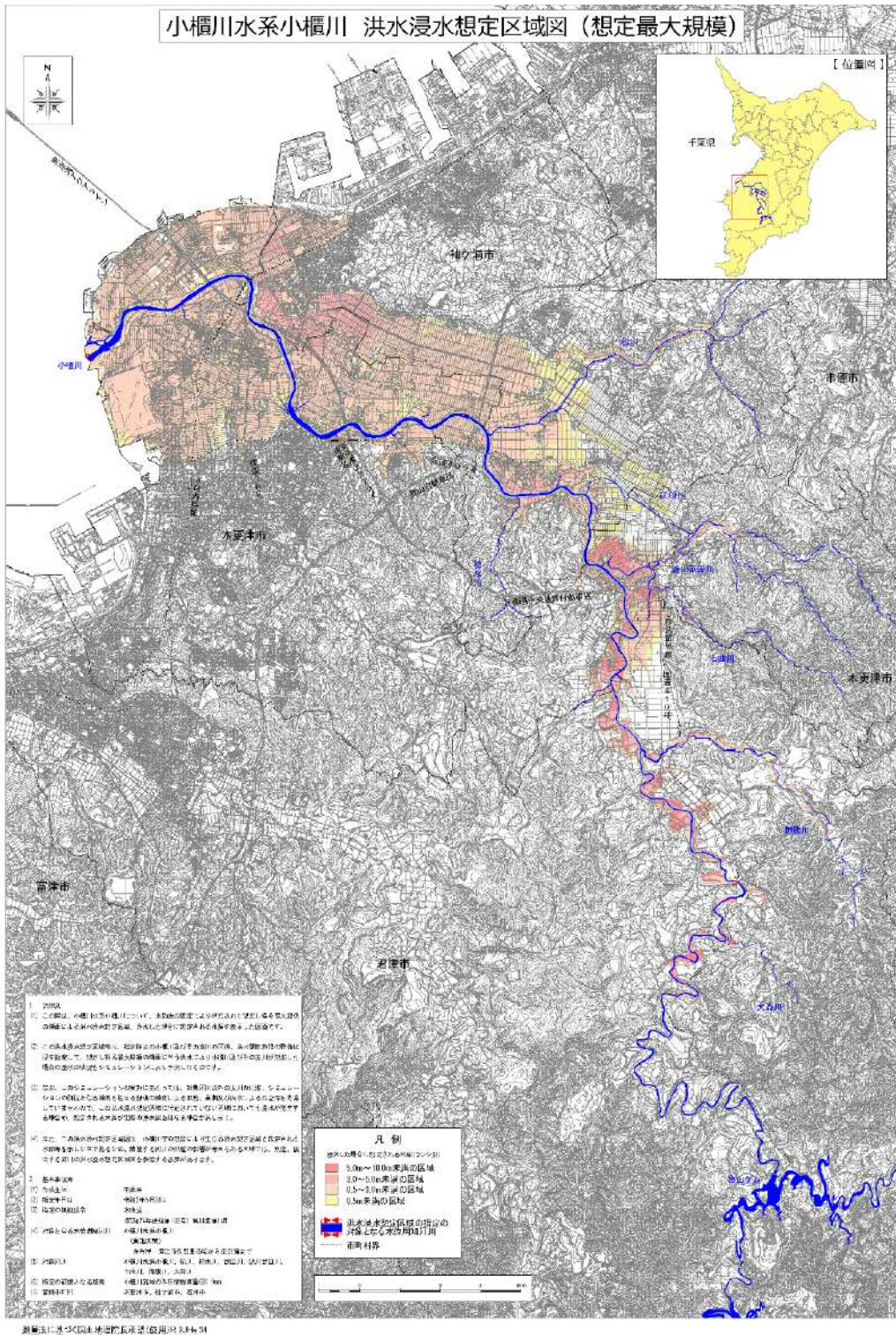


図 小櫃川水系小櫃川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
出典：千葉県「小櫃川水系小櫃川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（令和2年5月）

<高潮>

県では、平成 27 年 5 月に改正された水防法（昭和 24 年法律第 193 号）により、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が、海岸や河川から発生した場合に、東京湾沿岸〔千葉県区間〕において浸水が想定される区域での浸水の深さ（浸水深）を平成 30 年 11 月に公表している。想定によると、本市沿岸部から国道 16 号付近にかけて広範囲で浸水が想定されている。

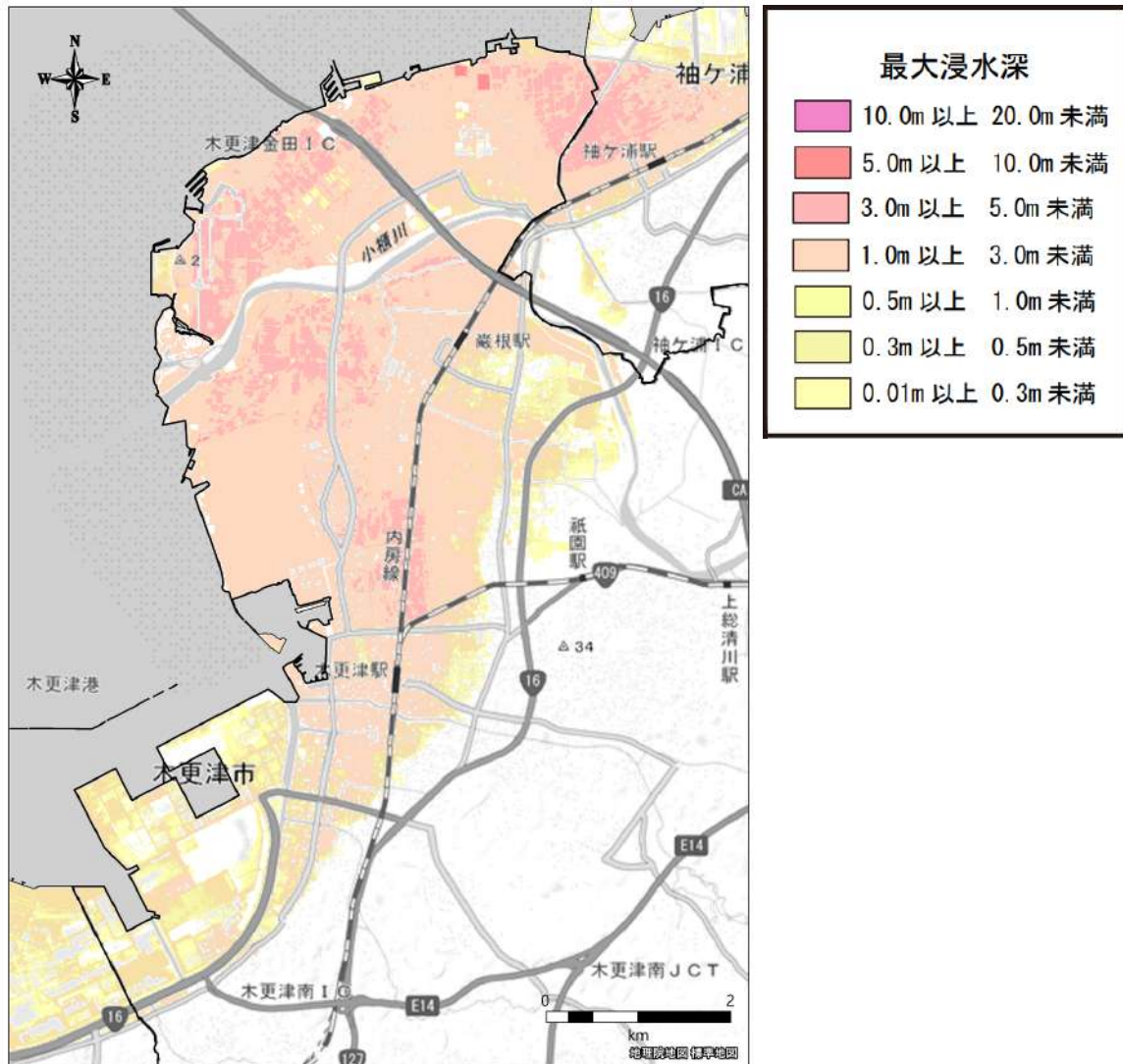


図 高潮浸水想定区域図（千葉県高潮浸水想定区域図）

出典：地理院タイルに「千葉県 高潮浸水想定区域図(平成 30 年 11 月)」を追記して掲載

<土砂災害>

本市の土砂災害警戒区域は、275 箇所（急傾斜地の崩壊 231 箇所、土石流 44 箇所）が指定されている。

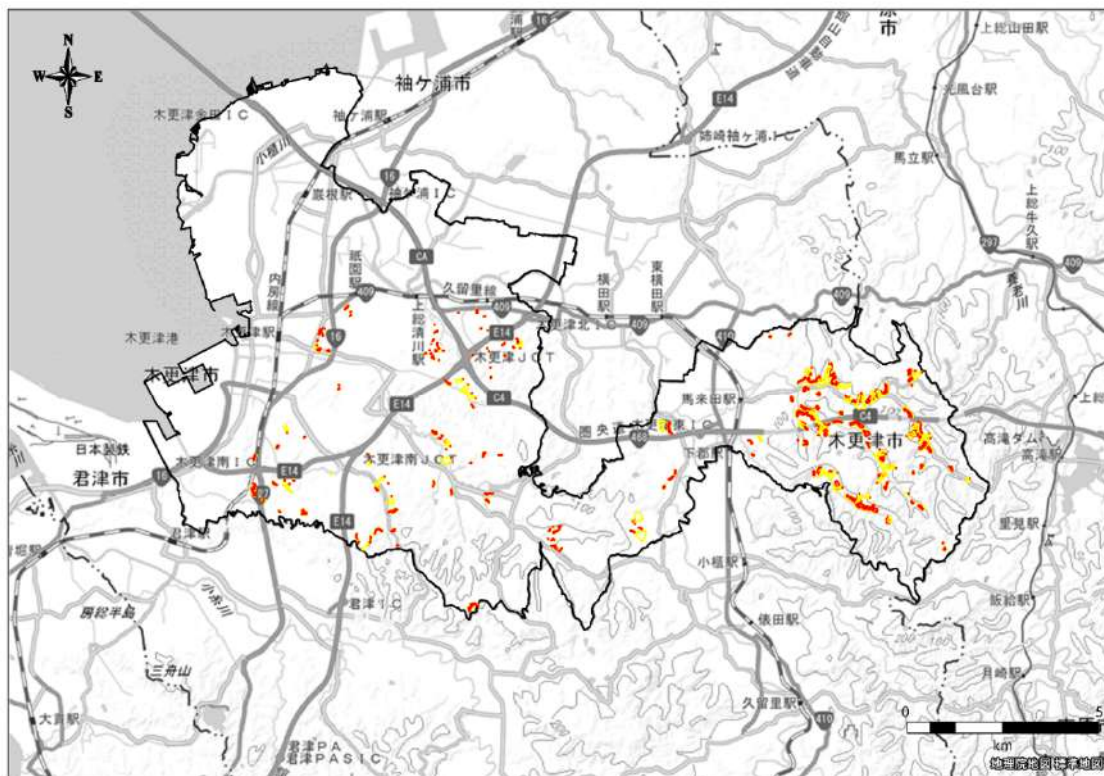


図 木更津市土砂災害警戒区域等

出典：地理院タイルに「土砂災害警戒区域等（木更津市）」を追記して掲載

<感染症>

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

管内商工業者は 2016 年時点で 5,251 者、うち小規模事業者は 3,522 者となっている。また、小規模事業者が全体に占める割合は 67.1%で産業別にみると、建設、生活関連サービス・娯楽、不動産・物品賃貸小規模事業者が占める割合が高い。一方、医療・福祉、卸売・小売、教育・学習支援、宿泊・飲食サービスにおける小規模事業者の割合は低い。

商工業者数			小規模事業者数		
2009 年	2016 年	増減比率	2009 年	2016 年	増減比率
5,246	5,251	0.1%	3,784	3,522	▲6.9%

RESAS（地域経済分析システム）の分析によると、平成 28 年の当市地区内事業所数は 5,251 事業所うち 3,522 の小規模事業者が経済活動を行っている。また事業所単位では、51,054 人が従事している。平成 21 年と比較すると商工業者数は 5 者増加、小規模事業者は

262 者減少しており、小規模事業者数の割合は、卸売業・小売業が 23.6%、建設業が 16.0%、宿泊、飲食サービス業が 14.0%の順である。

地区内において付加価値額の大きな産業は、公務で 444 億円、次いで保健衛生・社会事業、住宅賃貸業の割合が高い。付加価値額のうち、第 1 次産業が 1.4%、第 2 次産業が 22.2%、第 3 次産業が 76.4%を占めている。

○木更津市の産業別事業者数及び従業員数、小規模事業者数

	事業所数	従業者数	小規模事業者数	割合
卸売業、小売業	1,480	12,611	830	23.6%
宿泊業、飲食サービス	778	6,621	493	14.0%
建設業	610	4,930	565	16.0%
生活関連サービス業、娯楽業	524	2,451	426	12.1%
医療、福祉	380	5,945	154	4.4%
サービス業（他に分類されない）	340	4,292	25	0.7%
不動産、物品賃貸	223	1,058	181	5.1%
学術研究、専門技術サービス	215	1,348	160	4.5%
製造業	200	4,241	161	4.6%
教育、学習支援業	168	1,888	96	2.7%
運輸業、郵便業	133	2,919	99	2.8%
金融業、保険業	105	1,308	82	2.3%
その他	95	1,442	250	7.1%
総数	5,251	51,054	3,522	100.0%

出典：総務省・経産省「平成 21 年・平成 28 年 経済センサス（事業所ベース）」

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

当市では以下の取組を行っている。

- ・木更津市防災会議が策定した地域防災計画に基づく、各種災害対策の実施
- ・木更津市業務継続計画の策定
- ・木更津市総合防災訓練の実施
- ・ハザードマップ・WEB版ハザードマップによる啓発活動
- ・災害時の避難所開設／新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営指針の策定
- ・防災備蓄品（食糧・飲料水・電池・簡易トイレ・毛布等）の整備
- ・ソーシャルメディア等を活用した注意喚起

2) 当所の取組

当所では以下の取組を行っている。

- ・自然災害後の会員被災状況の確認と千葉県及び木更津市への報告
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者向けBCP策定セミナーの開催
- ・東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、損保ジャパン(株)、三井住

友海上火災(株)と連携した損害保険への加入促進

- ・千葉県火災共済協同組合と連携した共済加入促進（地震危険補償特約付帯促進）
- ・平成23年9月26日に当市と「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書」締結
- ・令和2年4月13日に県内内房地域4商工会議所における「災害時の相互協力に関する連携協定」を締結し、経営改善普及事業に係る業務の窓口、電話対応など連携協力体制を構築

II 課題

地区内の多くの小規模事業者においては、災害リスク等に対する認識が不十分で事業者 BCP の策定も進んでいない状況であると考えられる。

そのような現状の中、自然災害等による緊急時の取組について、当市・当所における協力体制の重要性や具体的な体制・マニュアルが整備されていない。

加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。

また、感染症対策において地区内小規模事業者に対し、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、併せて事業者 BCP の策定率の向上に努める。
- ・損害保険会社などと連携しながら地区内の小規模事業者が事業者 BCP の策定を円滑に実行できるよう、セミナーや個別相談会を通じて支援を行う。
- ・発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・各種研修会へ当所経営指導員を派遣し、リスク対策に必要な損害保険や事業者 BCP 策定に向けた支援を推進するためのノウハウや知識習得を通じて資質向上を図る。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年10月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と木更津市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・木更津市地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、共済制度等の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手しデマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、平成24年9月に災害時対応マニュアル/業務継続計画（BCP）を作成しているが、感染症予防対策マニュアルの整備、必要に応じて計画の見直しを適宜行う。
- ・令和2年4月13日に千葉県内近隣4商工会議所（君津・市原・館山・木更津）において、「災害時の相互協力に関する連携協定」を締結

3) 関係団体等との連携

- ・商工会議所会員事業者向け保険制度に関する覚書を交わす損保会社に専門家の派遣を依頼して、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・近隣商工会議所間による広域連携を推進する。

4) フォローアップ

- ・地区内小規模事業者の事業者BCPや事業継続力強化計画の策定・認定状況等を把握するため、経営指導員の巡回時における聴き取りやアンケート調査等を実施する。また調査結果について市産業振興課と共有を図るとともに必要に応じて対策を講じる。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、木更津市との連絡ルートの確認等を行う（具体的な訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と木更津市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と木更津市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報を共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と木更津市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

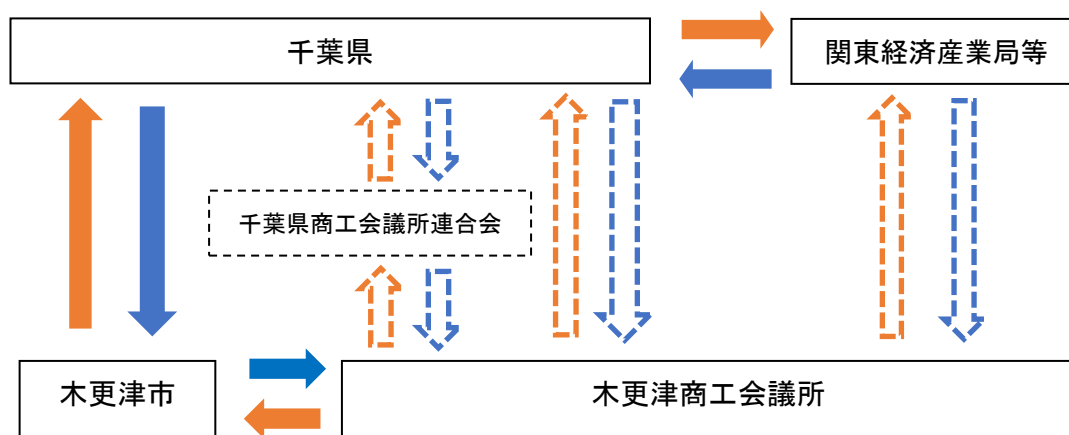
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

(1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と木更津市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計/建物・設備・商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と木更津市が共有した自然災害による被害額の情報を、県の指定する方法にて当市より県へ報告する。

※ 塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート（状況によっては波線の矢印）



(2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と木更津市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は木更津市より県へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、木更津市と相談する。（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

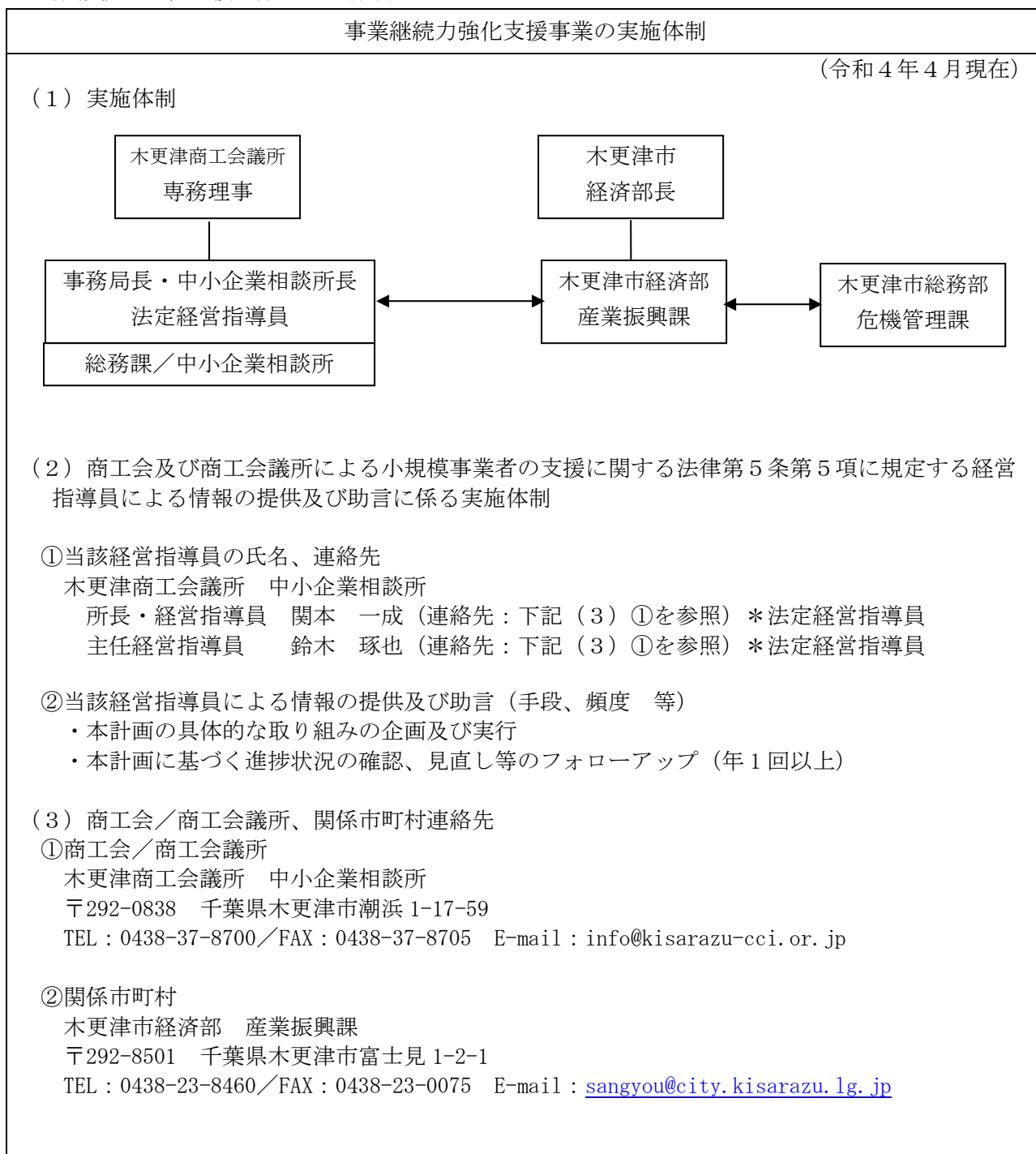
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	600	450	450	500	500
専門家派遣費	150	150	150	150	150
セミナー開催費	150	150	150	150	150
チラシ等作成・ 配布 (通信費)	150	100	100	150	150
防災、感染症対 策費	150	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・事業収入・国補助金・千葉県補助金・木更津市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
◆千葉県火災共済協同組合 理事長 勅使河原 中 所在地：千葉市中央区富士見 2-22-2 千葉中央駅前ビル 2階 TEL：043-201-3033 ◆あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 千葉支店 木更津支社 支社長 根本 清志 所在地：木更津市大和 1-9-12 TEL：0438-25-6101 ◆東京海上日動火災保険株式会社 千葉支店 木更津支社 支社長 長南 徹 所在地：木更津市大和 2-3-5 TEL：0438-23-4431
連携して実施する事業の内容
地区内の小規模事業者に対し、具体的なリスク回避方法や専門的情報の提供を行い、発災時の損害軽減を図るとともに事業者BCPの策定に向けた、相談、助言等の支援に取り組む。 ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② セミナー、ワークショップの開催 ③ 事業者BCP（簡易版）策定支援 ④ 自然災害等に備える保険等に関する各種情報提供と加入促進
連携して事業を実施する者の役割
◆千葉県火災共済協同組合 ・「地震危険補償特約・新総合火災共済」等に関する契約者への周知・商品PR ◆あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ・小規模事業者に対する災害リスク等における周知（ハザードマップwebアプリ、保険見直し） ・BCP策定支援（BCPキットくんによる策定支援）、セミナー・ワークショップにおける講師派遣 ◆東京海上日動火災保険株式会社 ・小規模事業者に対する災害リスク等における周知（保険見直し） ・BCP策定支援（簡単・早わかり！事業継続力強化計画策定シート、BCP簡易版シートの提供） ・セミナー・ワークショップにおける講師派遣
連携体制図等